

北上地区消防組合消防本部告示第2号

避雷設備の位置及び構造の指定（平成31年北上地区消防組合消防本部告示第1号）の一部を次のとおり改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月27日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 菊池 洋幸

改正前	改正後
北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年条例第13号）第16条第1項の規定に基づき、避雷設備の位置及び構造を次のとおり指定する。  <u>日本工業規格 A4201-2003「建築物等の雷保護」</u>	北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年 <u>北上地区消防組合</u> 条例第13号）第16条第1項の規定に基づき、避雷設備の位置及び構造を次のとおり指定する。  <u>日本産業規格 Z9290-3（2019）「雷保護－第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

○避雷設備の位置及び構造の指定

平成31年4月24日

消本告示第1号

北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年北上地区消防組合条例第13号）第16条第1項の規定に基づき、避雷設備の位置及び構造を次のとおり指定する。

日本産業規格 Z9290-3（2019）「雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」

改正文（令和6年消本告示第2号）抄  
令和7年4月1日から施行する。